

公道走行する農業機械の 接触・追突事故を防ごう!!



- ⚠ 基本動作の徹底を忘れずに!
- ⚠ 先入観にはとらわれない!
- ⚠ 危険に気付いたら速やかに改善!

リスク低減・現場改善
のヒントはこちらから
農作業事故事例サイト 検索



農研機構「農作業安全情報センター」
<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/chousadb/chousadb.html>

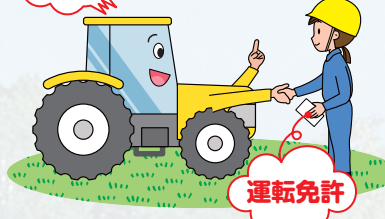
農作業安全「MMH」運動に みんなで取り組もう



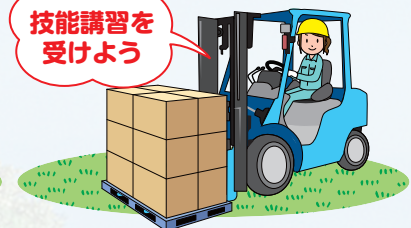
トラクタ等運転は、 交通ルールと運転マナーを遵守しよう

- 運転には、道路走行に必要な運転免許、作業に必要な受講証・免許を取得し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。
- トラクタ等農耕作業用自動車の道路走行時には、一般自動車と路上で共存を図るために、保安装備を的確に付け、道をゆする・迂回路を使う・道路使用時間帯に配慮する等、一般交通の妨げにならないよう心掛けてください。また、道を汚さない等の運転マナーも遵守しましょう。

プロ
だね



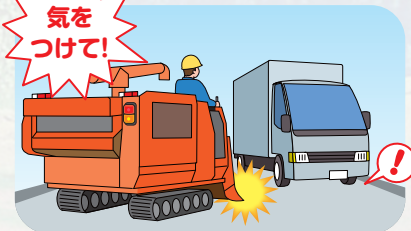
技能講習を
受けよう



お先に
どうぞ



気を
つけて!



点検・整備の励行と低速車マーク・ 反射テープ等を取り付けよう

- 道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、自動車検査制度（車検）の義務が免除されていますが、整備不良は重大な事故を招く恐れがあるので、自主的な点検・整備を励行しましょう。
- 一般の自動車との速度差が大きくて追突事故につながる恐れがあるので、低速車マークや反射テープ等を取り付けましょう。また、保安灯火等が正常に機能することによって後続車が早く認知できる可能性が高まります。事故が起きないように早めの点検や日々の点検などを心がけてください。

安全整備で
今日も1日
楽しい作業

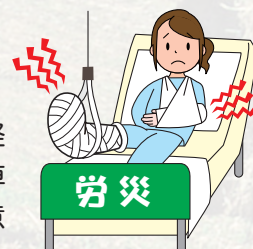


低速車マーク・
反射テープ等を
つけよう!



労災保険と傷害共済・自動車共済等 任意保険へ加入しよう

- 農作業事故・交通事故が発生すると、受傷した本人ばかりか農家経営全体に重大な影響を及ぼします。万一の場合に備えて道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、労災保険や共済等任意保険に加入し、安心して農業経営に当たりましょう。

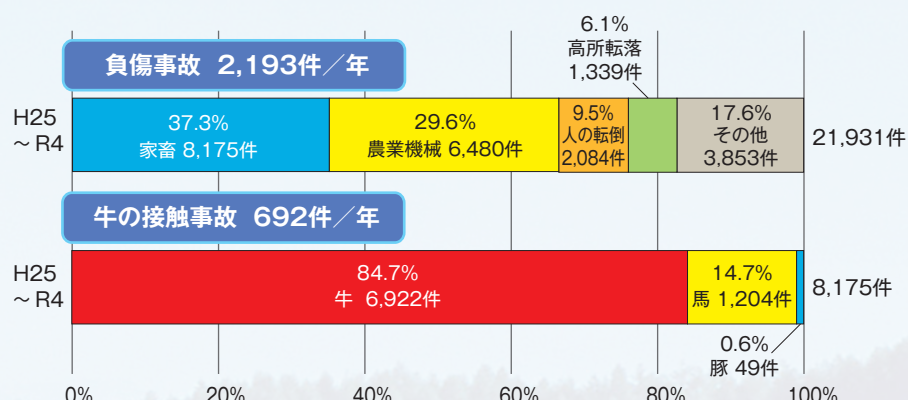


牛との接触による負傷事故に 気を付けよう!!

〈負傷事故の現状〉

◆ 農作業の負傷事故は、過去10年間に21,931件発生しています。

◆ そのうち家畜によるものは37.3% (8,175件) となっており、中でも牛との接触による事故が84.7% (6,922件) を占めています。



〈事故の発生と原因〉

◆ 事故の発生は、搾乳と移動作業中に多発しており、全体の63% (4,341件) に達しています。

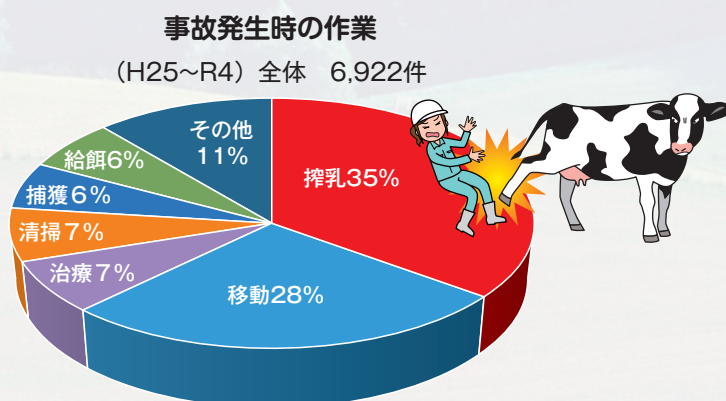
◆ 主な事故の要因

(作業者の要因)

牛の行動に対する不注意、危険の認識不足

(牛の要因)

牛の性格、健康状態、ストレス、牛舎環境等



〈負傷は経営を圧迫する〉

◆ 牛による負傷事故は、蹴られる、踏まれる、挟まれる等の事故が多く発生しています。

◆ 事故が起きると、医療費や労務費等の出費がかさんで経営を圧迫します。

◆ また、治療期間の長期化は、家族労働への負担が大きく、作業の遅延等による農産物の品質低下や、経営規模の縮小・廃止を余儀なくされるなど、農業経営の存続に与える影響は非常に深刻です。

◆ 危険に気付き、危険を取り除いて、作業環境の改善と安全な行動で事故のリスクを減らしましょう。

◆ 生産環境や労働環境が整備されている農場は、農作業事故のリスクが低く、生産性も高い (牛舎内労働時間が短く、個体乳量が高い) と報告されています。安全で働きやすい現場作りを意識して良い経営につなげましょう。

〈安全対策のポイント〉

ステップ1 作業現場の危険源を取り除く (根本原因をなくす)

- 牛舎施設等の修繕
- 滑りやすい、段差、狭い、暗い場所の改善
- 5S (整理・整頓・清掃・清潔・躰) の励行
- 牛へのストレスの緩和

ステップ2 取り除けない危険源と人を隔てる

- 牛と人との導線を柵などで分ける
- 通路や待機場場にマンパスを設ける

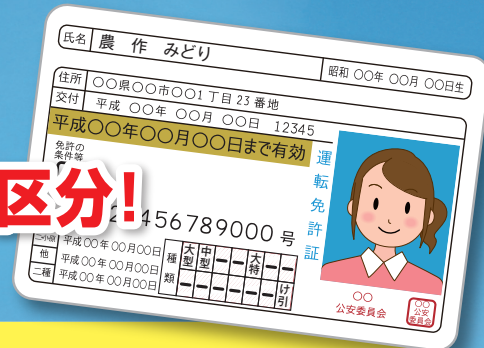
ステップ3 安全な行動を遵守する (安全教育、手順書、注意喚起)

- 牛の死角 (真後ろ中心から±25°の範囲) から近づかない
- 近づくときは声をかけたり、牛体に触れて自分の存在を知らせる
- 大きな声や音を出さない
- 牛の近くでせわしなく動き回らない
- 牛に痛みを与えない
- 牛を力づくで動かさない
- 逃げ場がない場所に立たない

参考：農研機構資料より

知って
おきたい

乗用型農耕トラクタおよび 農耕作業用トレーラの法令区分!



道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度	15km/h 以下	左記の条件を1つでも 満たさないもの
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長 4.7m 以下	
	全 幅 1.7m 以下	
	全 高 2.0m 以下 (注 1)	
運転免許	小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度	35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長	制限なし (注 2)
	全 幅	
	全 高	
車 検	不要	必要
農作業機の装着による手続き 該当する農作業機の例	不要	必要 (注 3)
自賠責保険	不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート	市町村役場で交付 (注 4)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)	軽自動車税	固定資産税

注2: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注3: 農作業機を装着した際に保安基準の緩和が必要な場合は、車検証の記載変更手続きが必要です。

注4: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

道路運送車両法(国交省)上の農耕作業用トレーラ(被けん引自動車)の区分

区 分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
該当するトレーラの例	トレーラ、ロールベア、マニユアスプレッダ けん引式ブームスプレーヤ、バキュームカー等	
けん引時の最高速度	35km/h 未満 (注 5)	35km/h 以上
車体の大きさ (トレーラのみ)	全 長	制限なし (注 6)
	全 幅	
	全 高	
車 検	不要	必要
自賠責保険	不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート	市町村役場で交付 (注 7)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)	軽自動車税	固定資産税
けん引免許 (道路交通法: 警察庁)	車両総重量が 750 kg を超える場合は必要	

注5: けん引する農耕トラクタ(大型特殊自動車)が、保安基準の緩和を受けて運行速度15km/h以下で走行する場合も含まれます。

注6: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注7: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

北海道農作業安全運動推進本部



北 海 道
JA 共 済 連 北 海 道
(一社)北海道農業機械工業
三 菱 農 機 販 売 (株)

JA 北 海 道 中 央 会
JA 北 海 道 厚 生 連
(株) 北 海 道 ク ボ タ
日 本 ニ ュ ー ホ ラ ン ド (株)

JA 北 海 道 信 連
北海道農業共済組合
(株) 中 セ キ 北 海 道
エム・エス・ケー農業機械 (株)

ホ ク レ ン
(公財)北海道農業公社
ヤンマーアグリジャパン(株)
北海道農機商業協同組合

北海道農作業安全運動推進本部ホームページ <https://agr-anzen.jimdo.com/>

